



2014年6月27日

各 位

会社名 クックパッド株式会社
代表者名 代表執行役 穂田 誉輝
(コード番号: 2193 東証第一部)
問合せ先 執行役 菅間 淳
電話番号 03 (6408) 6143

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2014年6月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2014年7月24日開催予定の第10回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の目的

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条について事業目的を追加するものです。
- (2) 当社は、第18期事業年度中に東京都港区所在の本店所在地を東京都渋谷区に移転することを予定していますので、現行定款第3条の本店所在地を東京都渋谷区に変更するものです。
なお、本変更の効力は、2014年12月31日までに当社が決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものです。
- (3) 当社の事業年度は、毎年4月30日を末日としていますが、海外子会社と決算期を統一し、経営及び事業運営の効率化を図ること、及び適用を予定しています国際会計基準(IFRS)に規定されている連結子会社の決算期統一への対応を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更します。これに伴い、現行定款第14条(定時株主総会の基準日)、第46条(事業年度)、第48条(剰余金の配当の基準日)及び第49条(中間配当)につき所要の変更を行うものです。
なお、事業年度の変更に伴い、第18期事業年度は、2014年5月1日から同年12月31日までの8か月の決算期間となるため、経過措置として、附則を設けるものです。
- (4) 連結決算開始に伴い、現行定款第19条に定める株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供について、連結計算書類の文言を追加するものです。

2. 変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2014年7月24日
定款変更の効力発生予定日	2014年7月24日

以 上

【別紙】

(下線部は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことをその目的とする。</p> <p>(1) ～(7) (省略) (新設)</p> <p>(8) (省略) (新設)</p> <p>(9) (省略) (新設)</p> <p>(10)～(12) (省略) (新設)</p> <p>(13)～(14) (省略) (新設)</p> <p>(15)～(21) (省略) (新設)</p> <p>(22)～(23) (省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことをその目的とする。</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 小売業</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) 広告宣伝の情報媒体の販売</p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>(12) 無体財産権(著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)の取得、使用許諾、売買、譲渡、管理およびこれらの仲介、代理業</p> <p>(13) キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したものの企画、開発、販売および著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡およびこれらの仲介、代理業)</p> <p>(14)～(16) (現行どおり)</p> <p>(17) 旅行業法に基づく旅行業およびその代理業</p> <p>(18)～(19) (現行どおり)</p> <p>(20) 音声・映像のソフトウェアの企画、制作、販売、賃貸</p> <p>(21)～(27) (現行どおり)</p> <p>(28) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業</p> <p>(29) 金融業</p> <p>(30) 投資業</p> <p>(31) 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務およびその仲介業</p> <p>(32)～(33) (現行どおり)</p>
<p>(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p>	<p>(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p>
<p>第4条～第13条 (省略)</p>	<p>第4条～第13条 (現行どおり)</p>
<p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>第15条～第18条 (省略)</p>	<p>第15条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第20条～第45条 (省略)</p>	<p>第20条～第45条 (現行どおり)</p>
<p>(事業年度) 第46条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。</p>	<p>(事業年度) 第46条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p>
<p>第47条 (省略)</p>	<p>第47条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第48条</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第48条</p>

当会社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

(中間配当)

第49条

当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。

第50条 (省略)

(新設)

当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第49条

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第50条 (現行どおり)

附則

第1条

第3条の変更は、2014年12月31日までに当社が決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。

第2条

第46条の規定にかかわらず、第18期事業年度は、2014年5月1日から2014年12月31日までの8か月間とする。

第3条

第49条の規定にかかわらず、第18期事業年度の中間配当の基準日は2014年10月31日とする。

第4条

附則第1条の規定は、同条が定める本店移転日の経過をもってこれを削除する。また、附則第2条、第3条および本条は、第18期事業年度の経過をもって、これを削除する。